

D1 規則

2016年1月1日改定

序文

D1 競技は、定められた曲線コースを「ドリフト角度とアクセルワーク」によって「速度(進入から出口)と角度・走行ライン」をコントロールして「ダイナミックに(キビキビと)美しく(調和を取り)」走り抜ける運転技術を競う競技で、同時に観戦者に対するアピール力等、エンターテインメント性の高い競技である。このD1 競技スタイルの発展をはかるため、D1 競技関係者および各国のD1 代表機関代表により形成されるのが、D1 競技国際統轄組織のD1 WORLD ASSOCIATIONである。本規則内というD1 JAPAN ORGANIZATIONは日本国内におけるD1 代表機関の名称である。

第1章 D1 競技の統轄

1. D1 競技の国際的統轄

D1 WORLD ASSOCIATIONは、D1 競技を統轄するための規則を制定し、かつ実施する権利を有する唯一の機関であり、D1 名称を使用する競技をおこなう者は、D1 WORLD ASSOCIATIONの承認を得なければならない。

2. D1 規則

D1 WORLD ASSOCIATIONは、前項の権能を行使するため、本D1 規則を国際ルールとして制定する。

3. D1 WORLD ASSOCIATION の統轄

- 1) D1 WORLD ASSOCIATIONは、D1 名称を使用するドリフト競技を統轄する国内唯一の機関として各国代表機関を公認する。
- 2) D1 WORLD ASSOCIATIONに公認された各国の代表機関は、D1 規則を承認し、かつその規則を遵守するとともに該当する国内のD1 競技関係者にD1 規則を遵守させなければならない。
- 3) D1 WORLD ASSOCIATIONに公認された各国の代表機関は、D1 規則に準じたD1 国内競技規則をD1 WORLD ASSOCIATIONの承認の基に制定して施行することができる。
- 4) D1 競技会を開催する者は、本項1)の機関にD1 競技会開催を認められた者でなければならない。
- 5) D1 WORLD ASSOCIATIONの認める競技会は、上級を目指す競技スポーツとしての「公認競技会」と趣味的に楽しむ生涯スポーツとしての「承認競技会」に区分する。
 - ① 「公認競技会」は本規則に準拠したD1 国内競技規則に定められた規則で全国統一の規則に基づき開催され、参加者は本規則14 項の1)および2)に定める競技ライセンス保有者でなければならない。
 - ② 「公認競技会」とは、競技成績に基づくドライバーランキングにより競技スポーツとしての上昇志向の参加者のための競技である。
 - ③ 「承認競技会」とはD1 国内競技規則に準拠した大会特別規則書に基づき開催され、各地域のニーズにあったスポーツレジャーとして開催できるように、主催者が定める競技内容が実施できる余地が残された競技会である。参加者は本規則14 項2)および3)に定める競技ライセンス保有者でなければならない。

4. D1 競技大会

D1 競技大会は以下に分類され、D1 WORLD ASSOCIATIONに公認された各国の代表機関がD1 グランプリ(以下: D1GP)世界大会以外の競技会を公認して開催させることができる。

- 1) D1GP 世界大会(ワールドチャンピオンシップ)
D1GP 世界大会(ワールドチャンピオンシップ)は、D1 WORLD ASSOCIATION が指定した主催者が、D1 WORLD ASSOCIATION が定めた競技規則によってのみ実施することができる。
- 2) D1 グランプリ「インターナショナル・ドリフトチャンピオンシップ」
D1 グランプリシリーズ(略称:D1GP シリーズ)は、唯一日本国内でのみ開催され、その開催は D1 JAPAN ORGANIZATION によっておこなわれる。日本国以外の各国で開催される D1 グランプリ競技会は、D1 WORLD ASSOCIATION 公認の基で「D1GP+国名」の名称で開催することができる。
- 3) D1 ストリートリーガルシリーズ
D1 ストリートリーガルシリーズ(略称 : D1SL シリーズ)は、D1 グランプリシリーズとくらべ、より経済性を考慮したシリーズ規則と車両規則にておこなわれ、国内チャンピオンシップ競技大会として、各国の D1 代表機関が公認して開催する。また各国の D1 代表機関は、参加者の年齢、性別、活動地区等による制限を加えた国内チャンピオンシップを追加して設けることができる。
- 4) D1 地方シリーズ
国内の地方を限定したチャンピオンシップ競技会として各国の D1 代表機関が公認または承認して開催される。
- 5) D1 特別競技会
各国の D1 代表機関は上記各シリーズ以外に、単発の競技会を開催させることができる。この場合、主催者は参加ドライバーの制限を競技会毎に定めることができる。参加ドライバーが開催国以外から参加する国際競技会とする場合には、競技会開催以前に D1 WORLD ASSOCIATION の公認を得なければならない。
- 6) D1 エキジビション
D1 規則に定めない競技方法にておこなう競技形式のイベント、またはデモンストレーションイベントを開催させることができる。ただし、参加ドライバーが開催国に出場している選手以外から参加する場合には、当該ドライバーがそのドライバーの所属国の D1 代表機関の許可を得ていなければならない。参加ドライバーの所属国に D1 代表機関がない場合には D1 WORLD ASSOCIATION の許可を取得しなければならない。

第 2 章 D1 競技総則

5. D1 競技関係者の行動規範

- 1) D1 競技に関与するすべての者は以下に定める「行動規範」を遵守しなければならない。
 - ① 常にファンへの感謝と競技をできる喜びの気持ちをもって D1 競技に関わる。
 - ② D1 競技の魅力伝え、仲間やファンを増やすことに努める。
 - ③ フェアプレーの精神を持ち、フェアな行動を心がける。
 - ④ 他の選手や競技役員などにも友情と尊敬をもって接する。
 - ⑤ 自己を守り、他の選手やコース員・競技役員の安全に心がける。
 - ⑥ 競技中発生した損害はすべて自己責任であることを理解し行動する。
 - ⑦ ルールを守り、ルールの精神に則り行動する。
 - ⑧ 勝利の時は慎みを忘れず、また敗戦も誇りある態度で受け入れる。
 - ⑨ 周辺環境に配慮し、自然を大切に、廃油、ごみは持ち帰る。
 - ⑩ 法令および社会通念に反する行ためをしてはならない。
 - ⑪ 薬物の乱用、暴走行ため、差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に反対する。

2) パドックおよびピットにおける行動

- ① ファンならび関係者に対する暴言および悪意ある態度や行動をしてはならない。
- ② パドック内の車両移動は安全を第一として、いかなる場合でも徐行範囲の速度でなければならない。
- ③ ピットおよびパドックでの整備作業は、防火、部品・液体の飛散防止を徹底しなければならない。
- ④ ピットウォーク時間中はピット・パドックでの燃料給油やエンジン始動は禁止される。
- ⑤ 喫煙する場合は定められた場所に限られる。
- ⑥ アルコール類、睡眠・麻酔薬、および病気治療以外の薬物を摂取してはならない。

3) コース内における行動

- ① コース内への立ち入り、および車両のコース進入は、つねにコース員または競技委員の指示、あるいは許可に基づき行動しなければならない。
- ② コース内を走行する場合は不必要と判断される行ためをしてはならない。
- ③トラック上で黄旗を提示された場合は、グリップ状態に戻し、かつ速度を落として走行しなければならない。
- ④トラック上で赤旗を提示された場合は、速やかに何時でも止まれる状態に速度を落とし、安全を確認しながら定められた位置にて停止しなければならない。また、コース員の指示がある場合はその指示に従わなければならない。
- ⑤トラック上を走行中にオイル等をトラック上に垂らすことが予想される場合、直ちに走行ラインを外れ、安全な場所に停止してコース員の指示に従わなければならない。

6. D1 競技規則の制定と施行

D1 WORLD ASSOCIATION は毎年 1 月 1 日付で D1 競技規則を更新制定し、すべての D1 大会主催者と D1 競技参加者に対して施行する。すべての D1 大会主催者は本規則と矛盾する規則を運用してはならず、参加者にそれをおこなわせてはならない。

7. D1 競技の種別と適用規則

D1 競技は原則として「単走競技 (Tanso)」と「追走競技 (Tsuiso)」の 2 方式の競技形態でおこなわれるが、どちらか一方の競技のみで競技会を開催することもできる。

1) 単走競技 (Tanso)

単走競技は参加車両 1 台ずつ独立して定められたコースをドリフト状態で走行し、この時の評価点を競う。競技形式と進行方法は本規則 10 項に定める「大会特別規則」によって定められる。

2) 追走競技 (Tsuiso)

追走競技は 1 対 1 で競う方式の競技で、勝ち抜きトーナメント方式、総当りトーナメント方式、またはそれらを組み合わせた試合形式でおこなわれる。追走競技は 1 組の勝負の中で必ず「先行 (Senko)」と「後追い (Atooi)」の 2 回走行を勝負単位としなければならない。走行ごとに先行車両に対して後追い車両が優れているか劣っているかの評価で勝敗を決する。ただし、特別戦や時間短縮の必要上、1 回走行を前提に対戦者が先行か後追いを選択する方法を選択することができる。競技形式と進行方法は本規則 10 項に定める「大会特別規則」によって定められる。

8. 競技役員と職務および権限

1) 競技長

- ① 競技長は、競技の公平性と安全性を保ちながら規則に基づく競技運営をおこなう執行責任者である。
- ② 競技長はすべての競技委員からのレポートを受ける権限を持ち、裁定に必要とする情報を裁定者に伝える責任を有する。
- ③ 競技長は競技中、常にラジオシステムによる競技員とのコミュニケーションをおこなえる状況を保たなければならない。
- ④ 競技長は追走における各競技者の持ち時間切れによる勝敗判定や反則行為判定等をおこない、これにともなうスタート順の管理をおこなう。
- ⑤ 競技長は規則の定めがないこと項、大会特別規則の変更について、競技会内での決定権限を持つ。
- ⑥ 競技長は、練習走行、予選、決勝競技をコントロールし、プログラムに従った競技会の運営について責任を有する。
- ⑦ 事故および悪天候等により、競技進行が困難な場合、競技中止の決定をおこなう。
- ⑧ 競技参加者の不正行ため、規則違反、または競技参加者からの抗議についての受付をおこなう。
- ⑨ 競技結果(リザルト)の最終決定をおこなう。

2) 審判員

- ① D1 WORLD ASSOCIATION は D1 競技における審判員を認定し、「D1 審判員ライセンス規定」に従い、D1 国際審判員ライセンスを発給する。D1 WORLD ASSOCIATION によって公認された各国の代表機関は、D1 国内審判員ライセンスを発給することができるが、その審判員を D1 WORLD ASSOCIATION に登録しなければならない。
- ② 審判員は D1 競技の順位に関わる審判をおこなうことができる。D1 競技の審判員は D1 WORLD ASSOCIATION 発行の D1 審判員ライセンスを保有した者でなければならない。
- ③ コース上の特定の部分(審判員席からの死角等)での競技車両の状況を判断するコーナー審判員を追加して配置することができる。
- ④ 審判員は付則-B「D1 採点基準」に基づき競技車両の走行を採点する。
- ⑤ 審判員は予選前のドライバーズブリーフィングにおいて、採点の内容についてコース図を使用して競技参加ドライバーに説明しなければならない。

3) 競技進行ダイレクター

- ① 競技進行ダイレクターは、競技の進行が円滑におこなわれ、観戦者を含む競技会関係者に配慮した競技進行がおこなわれるようにコントロールする役割を持つ。
- ② 競技進行ダイレクターは、競技中は常に場内アナウンスとコミュニケーション状態を保ち、次の競技者の情報をすべての関係者が共有できる状況を保つとともに、競技進行のタイミングをコントロールする役割を持つ。
- ③ 競技進行ダイレクターは、競技中は常にラジオシステムにより、競技の情報を把握できる状況を保たなければならない。

4) 競技会事務局長

- ① 競技会の運営およびこれに関係ある文書の発行についての責任者である。
- ② 競技会事務局長は競技の運営が円滑に大過なくおこなわれるように諸準備状況を確認し、競技会全体の調整者として活動する。

5) スターター

- ① スターターは競技の際に競技車両のスタートをコントロールする。このときトラック上の安

全が優先されるが、採点の進行状況、コースの状態、ドライバーの準備状況を踏まえ、競技者に不平等が生じないように、円滑に短時間に多くの競技車両をスタートさせるべく活動するとともに、スタート地点における反則行為等について競技長にレポートする。

- ② 追走における各競技者の整備用持ち時間の計測はスターターが計測し、競技長にレポートする。

6) スコアラー

- ① 審判員の採点を集計整理してドライバー別得点および順位情報を公式記録として作成管理する。

7) 技術委員長

- ① 車両規定に基づき競技参加車両を調査し、適合性を判断して競技長にレポートする。
- ② 参加車両の競技参加における安全性についての改善を当該チームに求めることができる。
- ③ 競技中の事故等に起因する破損状態の車両の競技継続可否を調査し、意見とともに競技長にレポートする。
- ④ ピットおよびパドックにおける車両整備作業に関係した安全確保について指導、改善指示をおこなう。

8) 広報委員長

- ① 競技会としての対外発言について管理し、対外部文書等の発行、記者会見の運営をおこなう。
- ② 対外部窓口として取材受付および取材証の発行をおこない、競技会中は取材者の管理者としての機能を持つ。

9. 規則の解釈と最終判断

D1 規則の解釈は日本語の規則文言を正規として D1 WORLD ASSOCIATION の判断を最終判断とするが、各国内の判断では各国を代表する D1 代表機関がこれをおこない、疑義がある場合は D1 WORLD ASSOCIATION に問い合わせ最終判断をおこなう。

10. 大会特別規則と大会公式通知

- 1) D1 競技会を開催する者は、D1 WORLD ASSOCIATION が制定する書式により、本規則 3 項の 1) の各国を代表する D1 機関に大会特別規則書の承認を受けなければならない。
- 2) D1 競技会を開催する者は、参加受付以前に参加申込者に対して事前に最少限以下の内容を網羅した大会特別規則書を公開しなければならない。
 - ① 競技会名称、開催地、開催日
 - ② 主催者名
 - ③ 使用するコース
 - ④ 参加を許される車両およびドライバーライセンス
 - ⑤ 使用タイヤの制限等
 - ⑥ 競技形態(例：単走と単走ベスト 16 による追走)
 - ⑦ 予選試技回数と通過台数
 - ⑧ シード車両台数
 - ⑨ 競技長、審判員
- 3) D1 競技会を主催する者は、大会特別規則発行以降に制定または変更された事項について、競技参加者に直接影響するものについては、発行連番と発行日を付した「大会公式通知」として参加受付者に文書にて公示しなければならない。
- 4) 大会公式通知は競技会開催日以前のものについては E メール等で公示できるが、競技会時の発行ではその分をハードコピーで競技参加者に配布されなければならない。

11. D1 ブルテン

D1 規則および D1 シリーズ規則に関わる規則の変更および追加に関しては、暦年毎に管理される連番と発効日を記したブルテンを発行しなければならない。このブルテンは通常はそのシーズンを通じ有効とされ、年毎に改定される規則に反映される。発行されるブルテンが限定的なものである場合は、その旨が明記されなければならない。

第 3 章 D1 競技参加者およびドライバー

12. 競技ライセンス登録

- 1) D1 競技会に参加する者は、当該国の D1 代表機関に申請して所定のライセンスの発給を受けなければならない。
- 2) D1 ライセンス取得者は、当該国の D1 代表機関に登録される。
- 3) D1 国際ライセンス取得条件は、当該国の D1 代表機関が D1 WORLD ASSOCIATION に申請・承認された者のみとする。
- 4) D1 競技者が保有する D1 ライセンスを発行した代表機関の当該国以外の競技会に出場する場合、その競技者(ドライバー)は D1 国際ライセンスを発行した D1 WORLD ASSOCIATION に国際大会競技者として登録されていなければならない。

13. D1 競技会参加資格

- 1) D1 競技会に参加するドライバーは、D1 WORLD ASSOCIATION または D1 WORLD ASSOCIATION が公認した本規則 3 項の 1) で定める各国 D1 代表機関が発行した有効な D1 競技ライセンスを保有しなければならない。
- 2) D1 競技会に参加する場合は、参加責任者を定めて競技参加者とし、エントリー書類にその責任者が自筆サインによりそのチーム員すべての行為について管理責任を持たなければならない。
- 3) 競技会参加ドライバーは競技会参加責任者を兼任することができる。
- 4) D1GP シリーズ(シリーズ戦およびエキジビションとプロモーションイベント含む)における参加者は各国の D1 代表機関に登録されたチームでなければならない。

14. D1 ドライバーズライセンスと取得条件

D1 ドライバーズライセンスは以下の種別とする。

1) D1 国際ドライバーズライセンス

当該国以外の競技会に参加するドライバーは、D1 国際ドライバーズライセンスを保有しなければならない。その取得条件は以下のいずれかとする。D1 国際ドライバーズライセンスは D1 WORLD ASSOCIATION のみが発行でき、各国 D1 代表機関は、ライセンス発行の申請を D1 WORLD ASSOCIATION におこない、その内容を報告しなければならない。

i. D1-SUPER ドライバーズライセンス

- ① 前年度 D1 グランプリシリーズにおいて当該 D1 グランプリシリーズ規則に定められたランキング以上の成績を収めた者で、当該国 D1 代表機関を通じて D1 WORLD ASSOCIATION に申請して承認を受けた者。このランキングの水準は D1 WORLD ASSOCIATION により決定され、シリーズ規則に反映される。

② D1 WORLD ASSOCIATION が特別に認めた者。

ii. D1-GP ドライバーズライセンス

- ② 前年度 D1 グランプリシリーズ以下のシリーズ規則に定められたランキング以上の成績を収め、当該国の D1 代表機関に申請して認められた者。
- ② 当該国競技会にてシリーズランキング上位者を当該国の D1 代表機関が D1 グランプリシリーズ参加レベルとして認めた者。このランキングの水準は、事前にシリーズ規則に明記されることが望ましい。
- ③ D1 WORLD ASSOCIATION が特別に認めた者。

2) D1 国内ドライバーズライセンス

D1 国内ドライバーズライセンスは、各国 D1 代表機関が独自に発行することができる、その発行条件は当該国の D1 競技会シリーズ規則に定められる。

i. D1-A ドライバーズライセンス

国内格式の全国大会レベルの競技会出場向けのライセンスとして発行される。

ii. D1-B ドライバーズライセンス

国内格式の地方戦レベルの競技会出場向けのライセンスとして発行される。

iii. D1-E ドライバーズライセンス

D1 競技会の参加のためのエントリー用に最低必要ライセンスとして発行される。

15. D1 ドライバーズライセンス種別による参加制限

- 1) D1 競技会では競技会および選手各層の育成のために、所有するドライバーズライセンスにより競技会毎または競技会シリーズ毎に出場を制限することができる。
- 2) 所有ドライバーズライセンスによる出場制限は、各大会特別規則またはシリーズ規則に定められる。
- 3) D1 国際ドライバーズライセンスは、国際競技ライセンスとしてその発行国外でもライセンスとして認められるが、発効国の D1 代表機関に国外競技会参加承認申請をおこなうことで発行される国外競技会への参加許可証を保有しなければならない。
- 4) 各国 D1 代表機関は D1 国際ドライバーズライセンス保持者以外にも、国外競技会への参加許可証を発行することができるが、参加対象となる開催国の D1 代表機関の了解を得なければならない。

国内ライセンスは発給した国内の大会のみ参戦できる(他国のシリーズへの参加は不可)。

競技会格式	国際	国際	国際	国内	国内
カテゴリー ライセンス種類	World Series	D1GP (日本のみ)	D1GP ナショナルシリーズ (例) タイシリーズ	国内格式の全国大会レベルの競技会	国内格式の地方戦レベルの競技会
国際 D1-SUPER ライセンス	○	○	○	×	×
国際 D1-GP ライセンス	×	○	○	○	◇
国内 D1-A ライセンス	×	×	△	○	○
国内 D1-B ライセンス	×	×	×	×	○
国内 D1-E ライセンス	×	×	×	×	◇

△：開催国のシリーズ規則として D1 WORLD ASSOCIATION により認められた場合に参加可とできる。

◇：各国 D1 代表機関がシリーズ規則で参加可と定めることができる。

16. D1 競技ライセンスの期限と失効等

- 1) D1 競技ライセンスの有効期限は毎年 1 月 1 日より 12 月末日までとし、シーズン途中で取得したライセンスも取得年の 12 月末日までを有効期間とする。
- 2) D1 競技ライセンスはその有効期間が満了する以前に更新手続きをおこなうことで、翌年に有効なライセンスが継続確保され、更新期間を過ぎると新規の取得と同様のあつかいとなる。
- 3) D1 ライセンスの更新申請は当該国の D1 代表機関に申請し、所定の手数料納付を完了することで有効とされる。

第 4 章 D1 競技コース

D1 競技会を開催する場合に D1 が求めるパフォーマンスと安全を確保する目的でコースに関わる事項を定める。

17. 競技コースの必要条件

- 1) D1 コースのトラック形状は、連続してドリフト走行できる S 字状のコーナーが最低 1 組存在し、採点評価区間は審判員席から一望できて、採点区間がスタートラインからフィニッシュラインの間に構成されていなければならない。
- 2) D1 コースは採点評価区間の入り口までに加速できる区間を必要とし、D1 競技会では各カテゴリーにふさわしいと判断できる速度が確保できなければならない。
- 3) 採点評価区間のトラック幅員は 8m~15m とし、最もタイトなコーナーでも走行ラインの半径が 15m 以上であることが望ましい。
- 4) コースオフに対する安全が配慮されていなければならない。
- 5) 競技会に参加するチームの車両を整備保管するに十分な平面を有することが望ましい。
- 6) ドライバーを集合させてブリーフィングをおこなう場所が確保できていなければならない。
- 7) D1 グランプリ開催には、プレス向け設備、観客向け設備に必要十分な要件を満たさなければならない。

18. 競技コースの公認と開催許可

D1 競技会開催は競技会開催承認と、同時あるいは事前に競技コースとしての D1 WORLD ASSOCIATION 公認を取得しなければならない。D1 WORLD ASSOCIATION の公認を取得していないコースでの D1 競技会開催は認められない。

19. 競技コース公認申請と公認審査

- 1) D1 競技をおこなおうとする者、または D1 競技会にコースを提供しようとする者は、当該国の D1 代表機関に最低でも以下の要件を網羅する書面等にてコース公認の申請をおこなわなければならない。
 - ① スタート地点から採点区間後の減速区間を含むコース平面図、高低差図
 - ② 本項 1) の①のコース図に関するコースエッジの GPS データ
 - ③ コースアウト等に備えた安全設備状況の内容説明図
 - ④ 競技会参加車両の整備保管地域の平面図および舗装の状況説明
 - ⑤ その他、競技会に必要とされる必要十分な設備の概要説明
- 2) コース公認申請を受けた当該国の D1 代表機関は、D1 グランプリ開催コースの場合はその申請関係資

料のすべてを、それ以外の競技会に使用するコースの場合は GPS データを D1 WORLD ASSOCIATION に送り、公認についての承認を求めなければならない。

- 3) コース公認に際して発生する費用は、各国別に D1 代表機関が定めるが、D1 グランプリコースとしての公認審査にあたり D1 WORLD ASSOCIATION が現地査察を必要とする場合には、申請者がその費用を負担しなければならない。

第 5 章 D1 競技共通規定

20. 競技参加申込と参加登録

- 1) 競技会に参加する者は競技会主催者が定めるエントリーフォームにより定められた期日までに公式ホームページ内および郵送にて当該競技会事務局まで参加申込をおこなわなければならない。
- 2) 連続して 2 日間「決勝」をおこなうデュアルファイナルズ形式の競技会では、それぞれ別の車両でエントリーすることができる。
- 3) 虚偽の申告をした申込は無効とみなされ、その申込をした者は不正行為者として裁定され、当該競技会への参加不可となり、この場合参加料は返金されない。
- 4) 競技会主催者は参加の申込理由を示さずに拒否することができるが、その対象者と拒否の理由を当該国の D1 代表機関に報告しなければならない。
- 5) 参加申込は主催者からの関連書類送達をもって正式参加登録が完了される。
- 6) 参加申込関連書類送付時に当該競技会における当該参加者のゼッケン番号が通知される。D1 公認競技会において、ゼッケン番号はシリーズ規則等に定めがない限りそれ以前までの当該参加者の成績順に若い番号が引き当てられる。

21. シード権およびシード権者のあつかい等

- 1) D1 競技会のシリーズ主催者は参加者または参加ドライバーにシード権を設定することができる。
- 2) シード権は原則として、イベント開催時点でのシリーズランキング上位に与えられる。その人数設定は各国の代表機関の承認が必要とされる。
- 3) シード権者は参加手続きに瑕疵や罰則による資格停止がない限り参加を拒否されることはなく、競技会では予選を免除され、本戦への出場権が与えられる。
- 4) シード権者がイベント欠場の場合、次点者の繰り上げはおこなわれない。

22. 競技参加者の遵守事項

- 1) 競技参加ドライバーは競技会中のドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない、欠席者および遅刻者はペナルティの対象とされる。
- 2) 競技参加者および競技参加ドライバーは、本規則および大会特別規則のすべてを遵守しなければならない、これに反した場合にはペナルティの対象とされる。
- 3) 競技参加者および競技参加ドライバーは、競技資格等の取得や競技の公正性を阻害するような策謀行為や詐欺的行為および贈収賄行為をした場合にはペナルティの対象とされる。また、この行為に関わった場合は当該件に関わったすべての者が、未遂であってもペナルティの対象とされる。
- 4) 競技会に関わる如何なる暴言・暴力行為も容認されず、例外なくペナルティの対象とされる。

23. ドライバーおよびメカニックの装備

- 1) 競技参加ドライバーのウエア
競技参加ドライバーが競技中に着用するウエアは FIA 公認 (FIA テクニカルリスト No. 27 記載) のオーバーオール型ドライバーズーツ、バラクラバ、シューズ、グローブ、でなければならない、その他の着用ウエアも同規格に準じたものが望ましい。なお、競技走行速度の低い競技会については、

上記に準じたウエア規定を定めることができる。

2) メカニックのウエア

給油をおこなうメカニックが着用するウエアは、FIA-8856-2000 規格または SFI-3.2A/5、3.3/5 規格に適合する素材を使用した 2 レイヤー以上のオーバーオールが望ましい。また、バラクラバス、グローブの着用が望ましい。

3) ヘルメットの着用とヘルメット規格

- ① ドライバーはフルフェイスシールドタイプの FIA 公認 (FIA テクニカルリスト No. 25 記載) ヘルメットの着用が義務付けられる。製造日より 10 年以上経過したものは使用できない。なお、競技走行速度の低い競技会については、上記に準じたヘルメット規定を定めることができる。
- ② 給油中のメカニックはフルフェイスシールドタイプのヘルメットの着用が義務付けられる。ヘルメットは 2 輪車用の視界の広いタイプを推奨する。

4) FHR システム (Frontal Head Restraint)

FHR システムは、FIA 付則 L 項 3. または SFI 38.1 規格に適合したシステム使用を強く推奨する。なお、D1 競技においては HANS のスライディングテザータイプが好ましい。競技走行速度の低い競技会については、FHR システムを必要としない規定を定めることができる。

5) ドライバーおよびメカニックの装備

主催者が検査をおこなうために提示を求めることがあり、検査の結果、安全上の判断から使用を禁止される場合がある。この場合には参加者は直ちに本規則に適合した別の装備を準備しなければならない。

24. 参加車両

- 1) D1 競技に参加できる車両は、D1 規則の付則-A「D1 車両規定」、D1SL シリーズ規則の付則 1「D1SL 車両規定」に適合する車両および D1 WORLD ASSOCIATION が特別に認めた車両とする。
- 2) 大会特別規則書には当該競技会において参加が許される車両 (適合規則) が明示される。
- 3) 参加者は競技会参加登録時に申請して、予備車両を準備することが許されるが、シリーズ規則または大会特別規則でこれを制限することができる。
- 4) 参加車両を対象とする騒音規制値等は大会特別規則の定めにより守られなければならない。
- 5) 競技区間走行中の車両騒音の音量を測定し、規制値を超える場合は走行の禁止や審査点の減点までの罰則を適用される。

25. 使用燃料および使用タイヤ

- 1) D1 競技における使用タイヤは競技会主催者に認められたものでなければならない。
- 2) 競技会主催者は大会特別規則書に使用が認められるタイヤを記載しなければならず、指定する必要がある場合にも、その旨を大会特別規則に記載しなければならない。
- 3) 競技会主催者は使用できる燃料を制限することができる。

26. 公式車両検査

- 1) 競技開始以前に競技会主催者は公式車両検査を実施する。参加者は競技参加車両を出走可能な状態にしてこの検査を受けなければならない。
- 2) 公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したもの

- とみなされる。競技中に不適格が発見された場合、当該競技からの除外を含む罰則が課せられる。
- 3) 公式車両検査を終了した車両に対して検査済証を交付し、競技参加車両車体に貼付する。この検査済証のない車両は競技に参加することはできない。
 - 4) 公式車両検査時には競技参加車両は、競技会主催者が指定するゼッケン番号、シリーズステッカー、指定スポンサーステッカー等を車体の定められた場所に貼付されていなければならない。
 - 5) 如何なる競技車両も安全上の理由から競技出場を禁止される場合がある。
 - 6) 技術委員長から車両の改善を命じられ、この改善を実行しない場合には、競技への参加を禁止される場合がある。
 - 7) 公式車両検査後に、車両の安全性に影響を与たり、車両規則に関連して疑義を生ずるような修正をおこなった車両、または同様な結果を生じるような事故があった車両は再検査を受けなければならない。
 - 8) 技術委員長は公式車両検査終了後も、何時でも車両を指定して車両検査をおこなうことができる。

27. 競技会期間中の車両変更

- 1) 参加者は原則として同一競技会中に予備車両を登録および使用することはできない。

28. 給油作業等に関する遵守事項

- 1) ピット内外にかかわらず、競技車両への燃料給油をおこなう場合、給油者は本規則 23 項目の 2) および 3) に規定される装備品の着用を義務づける。給油中は必ず給油者の横または後方、約 1~2m に消火器を持った消火専任者がついていなければならない。給油者に準じた装備品を着用することが望ましい。本規則に対する違反は競技に関するペナルティの対象となる。
- 2) 予備燃料を準備する場合、その容器の大きさは 1 個が 60 リットルまでの金属製タンクでエア抜き機能を有する構造物に限られる。予備燃料タンクの保管は直接日光の当たる場所を避け、温度上昇を防ぐ対策しなければならない。
- 3) 予備燃料に対する消火器は、1 チームにつき最低薬剤重量合計 10kg 以上を準備しなければならない。消火器の大きさは、20 リットルの携行缶につき、5kg 以上の薬剤重量がある消火器(市販家庭用含む)を目安とする。

29. 無線装置の使用

- 1) 競技参加者および競技会関係者が競技大会中に無線装置を使用する場合は、競技会開催地域で合法である無線装置および電波を利用しなければならない。
- 2) 競技車両に無線装置を使用する場合は通話用無線に限られ、データ通信の無線使用は禁止される。
- 3) 競技車両に搭載する無線装置は、参加申込と同時に定められた書式により競技会事務局に申告して許可を受けなければならない。アンテナ等の取り付け位置について変更を要請された場合には、これを受け入れて変更しなければならない。
- 4) 主催者より競技車両に、映像、音声、データ転送用の無線装置の搭載を要請された場合は、これを拒否できない。また、この装置により取得された情報権利はすべて主催者に帰属する。

30. 公式練習走行・ウォームアップ走行

- 1) 競技大会では、予選開始前までに予選がおこなわれるトラックにて、各参加者に対して必ず公式練習走行をさせなければならない。
- 2) 競技参加者は練習走行中であっても本規則を遵守しなければならない。重大な違反に対しては規定に基づき競技長から罰則を課せられる場合がある。この罰則には、競技の試技回数制限も含まれる。
- 3) 競技会主催者は、単走競技および追走競技開始直前には当該車両のコースインラップ(ウォームアップ走行)を設けなくてはならない。
- 4) 競技中のクラッシュ等による復旧作業で大幅に競技が中断されることで、外気温等によりウォームア

ップ走行の追加の必要性が予測される場合には、公式通知或いはドライバーブリーフィングにてこと前に、これを適用する中断時間が告知されなくてはならない。

31. ドライバーズブリーフィング

- 1) 競技会主催者は競技会の初回の公式練習走行前に第1回目のドライバーズブリーフィングをおこなうことが望ましい。
- 2) 競技会における最初のドライバーズブリーフィングで、審判員は採点上の重視点と採点内容を図解して説明しなければならない。
- 3) ドライバーズブリーフィングの欠席および遅刻はペナルティの対象とされる。
- 4) ドライバーズブリーフィングで規定外の事項が通知された場合は、公式通知としてその内容が発行されなければならない。

32. 予選(単走)

D1 公認競技会の予選方法は本規則に準拠してそれぞれ各国代表機関が定めるシリーズ規則または競技会特別規則に定められた手順により実施される。

- 1) 予選は単走競技でおこない、採点法は付則-B「採点基準」に従って採点され、そのベスト得点を競技者の得点として順位を決定し、大会特別規則で定められた台数を予選通過とする。同得点が存在した場合には、当該大会直前までの成績の上位者を上位とする。採点方法が前記以外となる場合は、シリーズ規則、または大会特別規則に明記されなければならない。また、競技採点にD1規則付則-Bの6項に定める計測採点を使用または併用することができる。
- 2) 予選は、競技会参加者をシリーズランキング順に1つのグループが10台前後の数グループに分割し、グループ毎にコースインして定められた試技回数の走行を行う。この際のグループ台数は、可能な限り同数となるように分割されなければならない。
- 3) 予選における走行順序は、シリーズポイント下位順とする。
- 4) 予選においては、シリーズ規則等で定めがない場合を除き、コース内にチーム員が立ち入ることは許されない。また、車両がコース内に有る場合には工具等の持ち込み・手渡しは一切禁止される。
- 5) 本規則21項に定めるシード権者は予選をおこなわずに単走決勝に参加することができる(予選での走行は許されない)。
- 6) 予選の試技回数は、シリーズ規則または大会特別規則で公示されなければならない。荒天等の理由で当該競技会審査委員会の決定により、試技回数を減らすことができるが、参加全車両が同回数の試技とする。すでにおこなわれた試技の得点を採用せずに試技回数の平等化を行う場合は、最後の試技回の得点を不採用とする。
- 7) デュアルファイナルズ(ダブルラウンド競技会)における後ラウンドの予選は、例外的に前ラウンド単走決勝出場者の得点を予選得点として扱い、予選の一部とすることができる。この時の予選方法については大会特別規則に明示されなければならない。
- 8) 予選コースインウォームアップ走行中にコースアウト等で車両回収やコース修復による一時中断の原因を作った参加ドライバーは、予選試技の初回分の走行権利が失われる。これについては違反内容と罰則が事前に決定され告示されている内容に基づく競技長の決定でペナルティとして適用される。

33. 単走決勝

D1 公認競技会の単走決勝競技方法は、それぞれ各国代表機関が定めるシリーズ規則または競技会特別規則に定められた手順により実施される

- 1) 単走決勝は、予選通過者を順位下位の選手から順に1つのグループが10台前後の数グループに分割し、グループ毎にコースインして定められた試技回数の走行をおこなう。この際のグループ台数はで

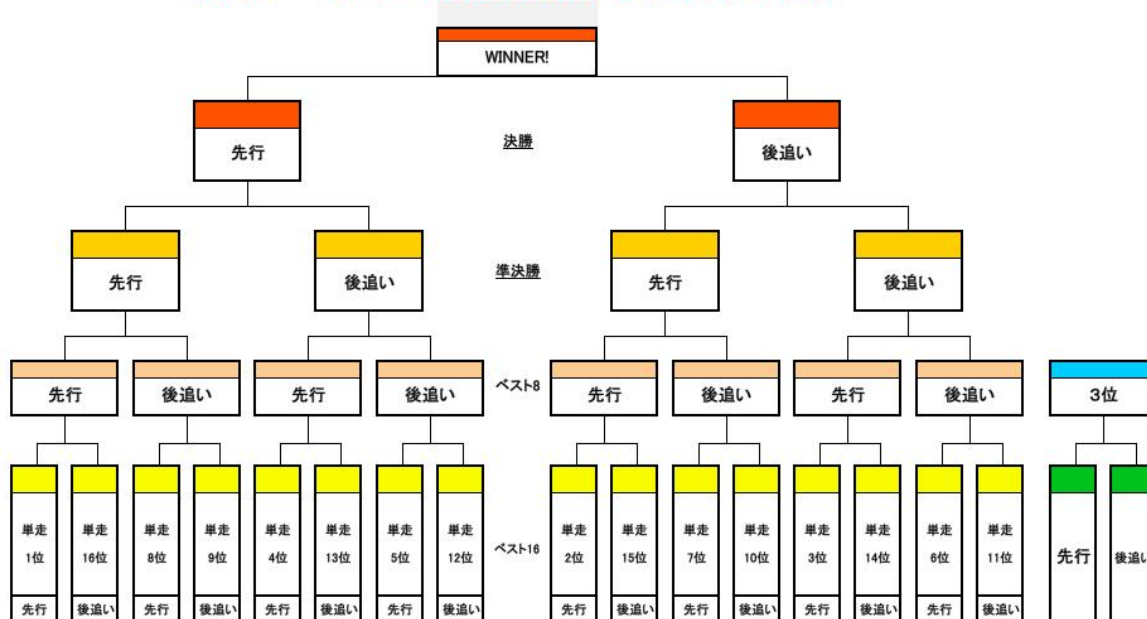
- きる限り同数となるように分割されなければならない。
- 2) 単走決勝における走行順は、予選順位の下位の選手からの走行とされる。
 - 3) 単走決勝においてはシリーズ規則等で定めがない場合を除き、コース内にチーム員が立ち入ることは許されない。また、車両がコース内に有る場合には工具等の持ち込み・手渡しは一切禁止される。
 - 4) 単走決勝の順位は試技回数の中で最高得点をもって決定されるが、本規則 32 項の 6) と同様の走行回数減があった場合は有効な走行内の最高得点とされる。
 - 5) 単走決勝コースインウォームアップ走行中にコースアウト等で車両回収やコース修復による一時中断の原因を作った参加ドライバーは、単走試技の初回分の走行権利が失われる。これについては違反内容と罰則が事前に決定され告示されている内容に基づく競技長の決定でペナルティとして適用される。

34. 追走トーナメント

D1 公認競技会の追走トーナメント競技方法は、それぞれ各国代表機関が定めるシリーズ規則または競技会特別規則に定められた手順により実施される。

- 1) 追走トーナメントへの進出台数は、予め大会特別規則によって公示され、同時に単走決勝順位に基づく対戦組み合わせ表と走行順が公式通知で事前に告示されていなければならない。
- 2) 追走トーナメントにおける対戦は、その組の勝敗が決するまで連続して走行されなければならない。勝敗は D1 規則付則-B およびシリーズ規則の定めに基づき審判員の判断で決定される。追走競技採点には、同付則-B の 6 項に定める計測採点を併用することができる。
- 3) 追走トーナメントでは、チーム員のうち、許可された者がスタート地点に入場が許され、待機時間と本項 5) の持ち時間内での車両の整備、タイヤ交換、給油が許される。ただしシリーズ規則および大会特別規則で追走延長戦回数が制限された場合には、スタート地点での作業を禁止することができる。
- 4) 走行後競技者が再びスタートラインに着くまでの猶予時間は追走トーナメントベスト 16 対戦、ベスト 8 対戦で 5 分、ベスト 4 対戦と決勝対戦で 5 分とし、ベスト 8 対戦終了時にそれまでの累積時間がリセットされる。タイムは両車両がホットピットに戻った時点から競技者個々に累積して計測され、持ち時間を越えた場合は、その時の対戦は負けとされる。対戦する両者ともにスタートラインに付けなかった場合は、両者共に競技終了とする。
- 5) 追走のスタート位置は公式練習前に決定され、参加者に告知されなければならない。また、並走義務区間を設定し、コース上にパイロンが設置され、この位置よりも手前では両者に車間が生じないように走行する義務が両者にある。差が生じた場合には、後追い車は減速してスターターに申告して再スタート権利を求めることができる。
- 6) 追走競技では、審判員が評価して勝敗を決するが、競技会毎に定める以上のポイント差が付かない場合は、対戦を延長して所定の点差以上で勝敗が付くまでシリーズ規則および大会特別規則で定める走行回数まで継続する。追走延長戦がシリーズ規則および大会特別規則に定める回数で勝敗が決しなかった場合は、それまでのすべての走行を審判員が総合的に評価して勝敗を決定する。
- 7) 追走コースインに続いて行われるウォームアップ走行中にコースアウト等で車両回収やコース修復による一時中断の原因を作った参加ドライバーはペナルティの対象となる。

追走トーナメント対戦組み合わせ表(例)



35. コースコンディション変化時の対応

天候変化等にもなう路面状況変化に対して、その対応について以下のように定める。

1) 競技の中断

- ① 天候および路面状況が著しく変化した場合、競技長はスターターの状況判断を聞いた上で、競技を中断することができる。
- ② 予選および単走決勝時における競技の中断は、原則として走行グループ内の車両が同じ走行回数を終了した時点とするが、コンディションの急変でこれによらずに中断した場合は、当該走行グループの何処までを有効な走行として採点するか競技長が審判員と協議し、決定する。
- ③ 追走トーナメント時における競技の中断は、原則として1組が「先行」と「後追い」を終えた時点とするが、当該組が奇数走行時点で中断となった場合には、競技長の判断で審判員と協議し、最終の走行を無効とすることができる。
- ④ 予選および単走決勝時の競技中断中であっても、ドライバー以外の者がコース内への立ち入ることは許されない。ただし、競技長が競技進行上特別に許可を与えた場合にはこれによらない。

2) 競技の再開

- ① 競技の再開は、競技長が審判員と協議し、どの時点からの走行を開始するかを競技進行ダイクターとスターターに伝えなければならない。その結果を受け、スターターから競技者に再開の説明がされ、スタートの指示がなされる。
- ② 審判員は再開後の採点基準を、路面コンディションの変化に対応した採点をおこなうか否かについて宣言し、競技ダイレクターはこれについてスターターを介し、競技参加者に伝えなければならない。宣言がなかった場合は、走行中断前とおなじ採点基準で採点される。
- ③ 大幅な路面状況変化競技が中断された場合は、競技再開前にチェック走行をおこなうことができるが、この判断は競技長がおこなう。

3) 荒天時の一時中断および中止

- ① 激しい風雨等の場合には、競技長の判断で競技を中断し、ピットおよびパドックへの車両の帰還が認められる。この場合には車両のセッティング、タイヤ変更等をおこなうことが許される。
- ② 競技者が、独自の判断でピット等に戻り、車両への作業等をおこなうことは許されない。

36. 競技採点

- 1) 競技車両の走行は本規則 32 項「予選(単走)」および 33 項「単走決勝」に対して、付則-B「採点基準」に基づき採点され、その得点により順位が決定される。
- 2) 本規則 34 項「追走トーナメント」に対しては、先行車の一定レベル以上の走行に対しての後続車の優劣状態で勝敗を決定する。
- 3) 採点に対して、車両の動きを機械による測定値から一部の評価点を割り出して審判員の採点の一部とすることもできる。この場合、その装置と採点基準は D1 WORLD ASSOCIATION が公認したもの以外を使用してはならない。

37. ペナルティ(罰則)

- 1) 本規則および付則、シリーズ規則と大会特別規則に対する違反行為および競技役員指示に違反した場合には、当該競技参加者に対してペナルティが適用される。また、競技役員および競技会主催者に対しても規則違反はペナルティの対象とされる。
- 2) ペナルティは本規則に従い、D1 WORLD ASSOCIATION が公認する代表機関によってのみ科すことができる。ただし違反内容と罰則が事前に決定され告示されている内容であれば、競技長がその規定に沿ってペナルティを執行することができる。
- 3) ペナルティ(罰則)の種類は、嚴重注意、訓告、戒告、制裁金、罰金、試技回数減、ベストスコア抹消、スコア減算、競技除外(失格)、シリーズポイント減算、資格停止とし、場合により組み合わせ科される場合がある。
- 4) 競技会中における違反については、違反内容と罰則が事前に決定され告示されている内容に従ってペナルティが決定され、原則として競技会公式通知として通達され、直ちにペナルティが実行される。競技に直接関係しない違反内容からの報告に基づき、大会後に D1 審議委員会により審議決定され通達することができる。
- 5) 競技会外の違反行為等に対しては、後日に D1 WORLD ASSOCIATION が公認する当該競技会開催国を代表する機関により審議決定され通達される。
- 6) 競技参加責任者は、罰金または制裁金が科せられたドライバーを含む自己チーム員の罰金または制裁金支払いについて責任を負わなければならない。
- 7) 罰金または制裁金の支払いは、ペナルティが正式に通知されてから原則 48 時間以内に D1 WORLD ASSOCIATION が公認する当該競技会開催国を代表する機関が指定する銀行口座に、振り込まなければならない。罰金または制裁金の支払いを遅延したものは、その支払いが完了するまで、資格停止処分の対象とされる。

38. 抗議、控訴

- 1) 競技参加責任者は競技中の審判員の評点、スターター、技術委員長の判定以外について、競技会中におこなわれた車両検査の結果、反則行為、競技運営上の誤り、順位の決定、スタート順位・組み合わせ等について自己が不当に扱われたと思われた場合に抗議する権利を有する。ただし、競技における審判員の評点についての抗議は受け付けない。
- 2) 各国の D1 代表機関は、抗議料および控訴料を定めることができる。
- 3) 抗議権利を行使する場合は、直ちにその意思を競技役員に伝えた上で、当該競技結果発表後 30 分以内に競技長宛文書に抗議料を添えて競技会事務局窓口へ提出しなければならない。
- 4) 抗議の対象となる参加者の順位または勝敗は、抗議に関する裁定まで保留されるが、競技の進行を止

- めることはできない。
- 5) 競技長は抗議に関わる事象により競技のやり直しを命ずることはできない。
 - 6) 抗議に対する裁定に不服が有る場合には、控訴することができるが、その裁定から 30 分以内に控訴料を添えて当該競技会を公認した機関宛の文書を当該競技会事務局に提出しなければならない。
 - 7) 抗議或いは控訴の内容が認められた場合で、すでに競技が終了していて順位の復帰ができない時は、以下のように取り扱う。
 - ① 単走決勝の評価点がある場合、その評価点に該当する単走決勝の順位が与えられる。また、該当する追走トーナメント出場順位内の場合にはシリーズポイントの 1 ポイントが与えられる。これらの場合、他の参加ドライバーの順位に影響させないで当該者のみを対象とする。
 - ② 追走トーナメントで負けとされた対戦が抗議および控訴により負けとされなかった場合には、その勝負までは勝利したとして勝ち上がり者として単走順位を反映した追走順位のポイントが与えられる。この時、他の参加ドライバーの順位に影響させないで当該者のみを対象とする。
 - 8) 抗議および控訴の内容が認められた場合には抗議料および控訴料は返金される。抗議および控訴の内容が認められなかった場合には、抗議および控訴内容の調査および審議に関わる費用のすべてを抗議および控訴者が支払わなければならない。

39. 順位の認定

- 1) 各競技会における競技者の順位は単走決勝と追走トーナメントそれぞれの順位を認定する。
- 2) 単走決勝における順位は、選手それぞれの走行の内のもっとも点数の高い順に順位を認定し、同点の場合はシリーズポイント上位者を高位とする。
- 3) 追走トーナメントにおける結果のみで当該競技会順位を決定する場合は、トーナメントの順位決定方法を大会特別規則またはシリーズ規則により定める。
- 4) 追走トーナメント順位をそのまま当該競技会順位とせずに単走決勝結果を加味して順位決定する場合は、シリーズ規則にその決定方法を定めなければならない。

40. シリーズポイント

D1 公認競技としておこなわれるシリーズ戦は、以下を条件としてシリーズ規則でポイント制度を定められなければならない。

- 1) 単走決勝、追走トーナメントによる順位に対してそれぞれにシリーズポイントを与える場合には、合わせて当該大会の総合順位についても定められなければならない。
- 2) 単走決勝の評価としてすべての審判員が満点を与えた場合、対象者に特別規則またはシリーズ規則にプレミアムポイントとして加算するポイントを定めることができる。
- 3) 本規則 38 項の 7) が適用された場合に当該者に所定のポイントが与えられる。
- 4) シリーズランキングの決定は、シリーズ全大会のポイントを合算したポイントでランキングを決定する。

第 6 章 D1 競技大会の商業権

41. プロモーション規定

D1 WORLD ASSOCIATION は本規則と合わせて「プロモーション規定」を設け、商業関係に関する関係者の遵守事項を定める。D1 グランプリシリーズ以外のシリーズ戦および個別競技会においても、これに準じた規定を各国の D1 代表機関が D1 WORLD ASSOCIATION の承認を得て設けることができる。

42. ドライバーおよび車両等の表示

D1 WORLD ASSOCIATION は本規則と合わせて「プロモーション規則」を設け、D1 競技会に参加するドライバーおよび競技車両の表示・露出に関する遵守事項および制限を以下のように定める。

- 1) フロントガラス、運転席側ガラス、助手席側ガラスには、オフィシャルコントロールステッカー以外の貼付は認められない。
- 2) 車両ゼッケン番号は、フロントガラス助手席側上部と、競技会毎に指定される左右どちらかのクォーターガラス(開催サーキットにより異なる)の合計 2 箇所以上に表示されなければならない。
- 3) シード権者の競技車両のゼッケンはベース色を変更して他と識別することができる。その場合は、シリーズ規則に明記しなければならない。
- 4) 上記に加えてオフィシャルコントロールステッカー等が指定される場合は、各シリーズ規則または競技会特別規則に記載されなければならない。

43. 参加ドライバー、車両肖像使用

- 1) D1 競技会の参加者(エンタラント)は、D1 競技(公式練習走行・予選走行・単走決勝および追走トーナメント走行)で撮影されたすべての映像素材、写真素材の肖像権は、2 次以降の利用を含め、D1 WORLD ASSOCIATION、当該国の D1 代表機関、競技会主催者にあることを承諾しなければならない。
- 2) 競技参加者(エンタラント)はドライバー、チーム、参加車両、キャンペンガールおよびそれらに表記されているスポンサーロゴの肖像権をチーム内で解決した上で、競技会主催者に預託しなければならない。なお、その契約不備に起因する諸問題は、各自の責任において解決する義務がある。

44. 個人情報の取り扱い

D1 競技会の参加者(エンタラント)は、D1 競技会参加申請をおこなうにあたり、参加申請書および申請書に添付して提出された資料に記載された個人情報の取り扱いについて、以下の通り同意しなければならない。

1) 個人情報収集の目的について

個人情報は参加申請書に記載された申請目的のために利用するほか、次の目的のために利用することがある。

- ① 各種エントリー・ライセンスのデータベース管理、運用、資料の発送
- ② D1 競技会にかかる諸手続きに関する連絡手段
- ③ 競技結果成績の公開データベース構築、結果収録雑誌・DVD へのデータ反映
- ④ 賞金の振込
- ⑤ アンケート調査の依頼
- ⑥ 各種保険の加入
- ⑦ 統計の作成

2) 個人情報の利用および提供について

- ① 提供した個人情報を本項 1) の範囲を超えて利用することはできない。
- ② 本項 1) の範囲または法令等で要求された場合を除き、提供した個人情報は第三者に開示、提供することはできない。
- ③ D1 競技会における業務遂行上、機密保持契約を締結した業務委託先に個人情報を預託する場合がある。この場合には、当該委託先による個人情報の取り扱いについて、厳正に監督、管理されなければならない。

3) 個人情報の開示、訂正、削除

- ① 自己に関する個人情報は競技会主催者に開示するよう請求することができる。
- ② 登録された個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当該国の

D1 代表機関、競技会主催者およびその関連業務者は速やかに訂正または削除に応じなければならない。

45. 同乗走行イベント

- 1) D1 競技会では、競技に参加する車両を使用し、ファンサービスのための同乗走行イベントを競技会内でおこなうことができる。
- 2) 同乗走行イベントに参加できる車両とドライバーは、当該競技会主催者が直接当該ドライバーおよび車両保有者と協議して決定され、それ以外の参加は認められない。
- 3) 同乗走行イベントでのドライバーは、当該競技会参加資格以上の D1 ドライバーズライセンス保有者でなければならない。
- 4) 同乗走行に使用する車両の同乗者席は助手席に限定され、当該競技会の参加車両のドライバーズシートとして認められる仕様でなければならない。また、4 点式以上のシートベルトで身体が固定され、シート周辺は肢体の接触で負傷しないように配慮されていなければならない。
- 5) 同乗できる者は必ずヘルメットを着用しなければならない。服装は長袖、長ズボン、手袋、靴を着用し、難燃性素材であることが推奨される。